## 電子記録債権「でんさい」によるお支払について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、従来の約束手形に代わる支払方法として、(株会銀電子債権ネットワーク (通称:でんさいネット)の電子記録債権「でんさい」を導入しております。

「でんさい」の受取には、でんさいネットの利用契約が必要となりますが、管理業務の合理化・コスト削減など様々なメリットがございます。

(※でんさいネットの詳細・契約方法につきましては、貴社お取引金融機関へご相談ください。)

弊社からの支払を「でんさい」で受取が可能なお取引先様は、案内書類をご郵送致しますので、下記の太枠内をご記入いただき、FAX または郵送にてご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

			(〒	-			)					
ご	住	所										
貴	社	名										
ご担	1 当 音						フリガナ ご担当者様					
電言	舌 番	号	(	)	_	-		FAX 番号	(	)	_	_
法人	、マス	タ						書類送付日	/	大有發	建設(株)	使用欄

以上

#### 送付先:

〒460-8383 愛知県名古屋市中区金山 5-14-2

大有建設株式会社 経理財務部 財務課

TEL:052-881-1596 FAX:052-881-2525

# お取引先の皆さまへ



売買代金の決済手段として、新たに「でんさい」による決済が可能となりました。 「でんさい」は、お取引先の皆さまにとって、手形や振込による決済と比較し、多くのメリットがあります。是非、ご検討ください。

## でんさいネット※が取り扱う電子記録債権「でんさい」

- ●「電子記録債権」は、手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える課題を克服し、事業者の 資金調達の円滑化等を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。
- ●電子記録債権である「でんさい」は、でんさいネットが管理する記録原簿に電子的な記録を 行っていただくことにより、債権の権利内容が確定します。
- ●「でんさい」は、銀行、信用金庫、信用組合等、全国の金融機関を通じて利用できます。

## ●「でんさい」による決済にご変更いただくと、次のようなメリットがあります。

#### 納入企業の悩み

# → 「でんさい」の活用で解決!! ペーパーレス化により、紛失や盗難のが

手形の場合、紛失や盗難が心配。 保管も面倒。



ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。 厳重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管 理コストを削減することができます。



手形の場合、必要な分だけ譲渡や割引 ができれば便利。



必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。 手形にはない、「でんさい」特有の大きなメリットです。



手形の場合、取立手続が面倒。



支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続は不要です。



振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。



これまで資金繰りのために利用できなかった売掛金等の 債権について、決済手段を振込から「でんさい」にすれば、 支払期日前であっても簡易に譲渡や割引ができるので、 資金調達に活用しやすくなります。

## 支払企業の悩み

#### •

#### 「でんさい」の活用で解決!!



手形の発行は事務手続が面倒。 搬送代の負担も大きい。



「でんさい」を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。 手形の搬送コストも削減されます。



手形の印紙税負担が大きい。



手形と異なり、印紙税は課税されません。



手形、振込、一括決済など、複数の支払 手段があり、非効率。



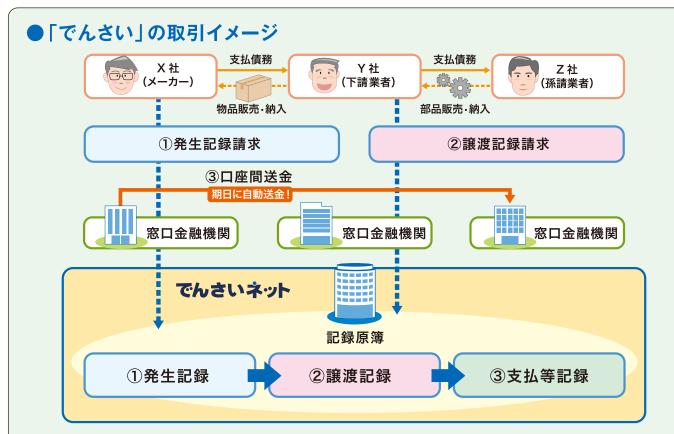
手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化すれば、効率化が図れます。

●でんさいネットの仕組みの詳細は、でんさいネットのHPでご確認ください。 http://www.densai.net/

<sup>※</sup>でんさいネットは、一般社団法人全国銀行協会の100%出資により設立された電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」 の通称です。

## ●「でんさい」による決済にご変更いただくには・・・

- ●金融機関を通じて、でんさいネットの利用申込みをしていただく必要があります。(なお、複数の金融機関で利用申込みを行うことも可能です。)
- ●お取引先企業と異なる金融機関をご選択いただいても、問題ありません。
- ●「でんさい」のお取扱い方法やご利用料は、金融機関によって異なります。詳しくは、金融機関に お問い合わせください。
- ●受取、譲渡(分割譲渡)、割引等、債権者の立場でのみ「でんさい」を利用したい場合は、利用範囲を予め制限することもできます(債権者利用限定特約)。(注)
- (注)債権者利用に限定した場合でも、「でんさい」を譲渡すると、その譲渡人は原則として保証債務を負います。これは、 手形の遡求義務と同様、「でんさい」の流通性を確保するために設けられている措置です。



## ①「でんさい」の発生

「でんさい」の発生(手形でいう振出)は、原則として、支払企業さまからの指示にもとづきでんさいネットが行い、でんさいネットの記録原簿に記録されます。支払企業さま、納入企業さまともに、窓口金融機関を通じて、「でんさい」の内容を確認することができます。

#### ②「でんさい」の譲渡

納入企業さまは、窓口金融機関を通じて、受け取った「でんさい」をお取引先に譲渡したり、金融機関に割引を依頼したりすることができます。また、手形と異なり、債権金額の一部を分割して、譲渡したり、割引を依頼したりすることもできます。

#### ③「でんさい」の支払

支払期日になると、自動的に支払企業さまの口座から決済資金が引き落とされ、納入企業さまの口座に入金されます。でんさいネットは、支払が完了した旨を「支払等記録」として記録します。

※この「支払等記録」は自動的に記録されるので、支払企業さま、納入企業さまのお手続は不要です。